



当社は特許権者でしたが、特許権の設定登録から4年目の分の特許料を納付期限（設定登録から3年経過時）までに納付せず、この納付期限から6カ月以内に特許料を追納することができる手続期間の期限日（令和5年4月10日）を未納のまま徒過しました。このために現在は消滅したものとみなされた状態になっている特許権を、消滅していない状態へと戻すことは可能でしょうか。

（滋賀県 K. H）



1. 特許料の追納による特許権の回復

特許法112条の2は特許料の追納による特許権の回復を規定しています。原特許権者である貴社は、後述する所定の期間内に①4年目の分の特許料および割増登録料の追納手続きをするとともに、②手続きをすることができなかった理由を記載した回復理由書を特許庁へ提出可能です（同1項本文、特許法施行規則69条の2）。その後、後述する救済の要件を満たすか否かが特許庁で判断されます。

救済の要件を満たすと判断された場合、特許権は納付期限（設定登録から3年経過時）にさかのぼって存続していたものとみなされます（112条の2第2項）。

2. 手続きの詳細

前述①の追納手続きでは「特許法第112条の2第1項の規定による特許料および割増特許料の追納」との特記事項を記載した特許料納付書を提出します。前述②の回復理由書には「所定の期間内に手続きをすることができなかった理由および手続きをすることができるようになった日」を記載すると

ともに、「手続きをしなかったことが故意によるものでない」ことを表明します。

3. 特許権の回復という救済の要件

前述した救済の要件は、(i)原特許権者である貴社から前述の特許料納付書と回復理由書が期間徒過後の「所定の期間」内に提出されていること、(ii)「回復手数料」が納付されていることおよび (iii)手続期間を徒過した理由が「故意によるものではない」と認められることです。

(i)の「所定の期間」は、特許料の追納をすることができる手続期間の期限日（令和5年4月10日）を徒過した後に追納手続きができるようになった日から2カ月以内、かつ、この期限日（令和5年4月10日）の経過後1年以内です。

(ii)の「回復手数料」は、前述①の追納手続きで追納する4年目の分の特許料や割増登録料とは別に、前述②の回復理由書を提出する際に必要な手数料21万2100円です。

なお、(iii)の理由が故意によるものと特許庁で判断された場合、特許権の回復が認められないことにご注意くだ

さい（同1項ただし書き）。例えば、貴社が特許権を維持しないと判断して追納手続きをしなかったが、手続期間徒過後に他社が特許権に関心を示したので、特許権を維持するよう方針転換して回復理由書を提出したと特許庁で認定された場合には、徒過した理由が故意によるものと判断され、特許権の回復は認められないと考えられます。

どのような理由が故意によるものと特許庁で判断されるのかは、ケース・バイ・ケースで異なるでしょう。

4. 救済の要件緩和

令和5年3月末以前に手続期間を徒過した手続きでは、期間徒過後の救済に「正当な理由があること」との厳格な要件が求められていましたが、同年4月1日以降に徒過した手続きでは、「故意によるものではない」との要件に緩和されました。特許出願等に基づく優先権主張や出願審査請求でも、手続期間徒過後の救済で同様に要件が緩和されています。

しかし、これらの救済が必ず認められるとは限らないため、手続期間を徒過しないよう期限管理にはご注意ください。